

(申請にあたり御注意頂きたいこと)

(申請一般について)

- ※ 「証明書の使用目的」については使用目的により必要な書類が異なる場合もありますので、より確実な交付を行うための参考にします。
- ※ 各証明書等(おもて面「○」印)は本人以外の方が申請される場合には、その代理権を証するに足る書類(委任状等)をお持ちでない場合には原則として交付できませんので予め御承願います。

(納税に関する証明関係)

- ※ 納税証明書は指定された年度・税目の課税額、納付済額、未納額、納期未到来額が記載されており、納めた税額を証明するものです。
- ※ 完納証明書は今まで課税されたすべての町税において滞納がないことを証明するものです。滞納があるときは発行できません。

(住民税に関する証明関係)

- ※ 本町の課税証明書及び非課税証明書には前年中所得額の記載はありませんので御注意下さい。

(固定資産に関する証明関係)

- ※ 固定資産評価証明書は課税台帳に登録されている所有者及び所有資産の一筆、一棟毎の明細(所在地番地積又は構造、評価額)について記載されています。資産証明書は所有者の所有資産についての評価額の合計が項目毎に記載されています。無資産証明書は発行する年の1月1日時点で課税台帳に登録されている資産を有しないことを証明するものです。滅失証明書は滅失した家屋に関する所在・所有者住所・氏名・滅失年月について証明するものです(町内に限ります)。固定資産公課証明書は固定資産評価証明書の記載事項に加えて課税標準額及び固定資産税相当額が記載されています。固定資産課税閲覧台帳は、固定資産評価額証明書の記載事項に加えて課税標準額が記載されています。

(地番図関係)

- ※ 本町の地番図は、公図を元に作成した地番図と地形図とを重ね合わせた参考図となります。私法上の権利関係における資料としての公定力はありませんので御使用の際はこの点を御理解下さるようお願いいたします。

(租税特別証明関係)

- ※ 租税特別証明(住宅用家屋証明書)の取得に当たっては一般的に下記の書類が必要となります。
 - 家屋の表示登記済証又はその写し、登記簿謄本
 - 建築確認申請書、建築確認済証、工事届(写し可)
 - 売買契約書(中古住宅の場合)
 - 家屋の所有者の住民票又はその写し
 - 申立書、家屋未使用証明書等(状況に応じて)

(臨時運行申請関係)

- ※ 臨時運行申請にあたっては次のものがようになります。
 - 自動車臨時運行許可申請書
 - 申請対象車両の車検証(期限は不問)、標識返納証明書又はそれらの写し
 - 臨時運行番号標を使用する期間有効な自賠責保険証明書又はその写し
 - 輸入車両については通関証明書又はその写し
- ※ 臨時運行申請は長柄町長の許可事項です。行政手続法により許可申請の記載事項に虚偽、又は許可後の番号標の使用等について不正、又は不正が生じる恐れがある場合においてはその許可の取消、今後の許可申請について制限を設けることができます。
特に返却期間は厳正に守って下さい。理由もなく返却が遅れますと今後の申請については許可致しません。また場合により道路運送車両法により警察へ告発することになりますので御留意下さい。

一般的な審査基準の閲覧又は入手については職員にお申し出下さい。

(手数料について)

- 納税証明書、所得証明書、課税・所得等証明書、課税・非課税証明書、住民税決定証明書、狩猟者登録税証明(1通について、証明願等がある場合については証明者1名につき300円)
- 法人所在証明書(1枚につき 300円)
- 固定資産評価証明書、固定資産公課証明書(単独1名の所有者で1枚300円、その後1枚増す毎に50円加算(証明書1枚につき5件まで証明可能))
- 資産証明書(単独1名の所有者につき300円)
- 滅失証明書(家屋1棟につき300円)
- 固定資産課税閲覧台帳(単独1名の所有者につき300円、縦覧期間は、発行しません。)
- 固定資産税課税明細書、名寄帳の写し(1枚につき 10円)
- 地番図(閲覧 1件 300円・交付 1枚 300円)
- 租税特別証明(住宅用家屋証明書)(1枚 1,300円)
- 臨時運行許可(1件 750円)
- 軽自動車税納税証明書(無料)
- 完納証明書(1枚につき 300円)
- 国民健康保険税納付確認書(無料)

=== その他不明な点は職員にお尋ね下さい。 ===